

令和 7 年度香川地方最低賃金審議会
第 5 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 8 月 20 日 (水)
高松サンポート合同庁舎
北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、高塚、元木
労 働 者 側 立石、中村、三屋
使 用 者 側 奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第 5 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 3 名の方が傍聴されております。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

早速ですが議事の進行に入りたいと思います。議題 (1) の「香川県最低賃金額改正の審議について」であります。

前回、8 月 18 日に開催された第 4 回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聞き取りさせていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、最終的に労側プラス 80 円、使側プラス 43 円と双方の提示金額にはなお乖離があります。

前回の専門部会では、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと各側より金額のご提示をいただきたいと考えております。

繰り返し述べてますが、是非とも全会一致の答申に至るよう、格別のご配

慮をお願いしたいと思います。

前回の最後に、本日は使側から金額の提示をいただきたいと伝えておりましたが、本日の進行について公益委員の間で協議をしたいと考えておりますので、一旦労使とも控室のほうにお移りいただいて、公益委員のみで本日の進め方について検討させていただければと思っております。

そうしましたら各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、公労・公使会議はこの702会議室、労側控室は2階の第1会議室、使側控室は2階の相談室を用意しております。

702会議室は内線番号が6702ですので、ご用がある時は6702をおかけください。

○籠池部会長

そうしましたら、これより先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項に基づき、非公開とさせていただきます。

傍聴人の方と取材の記者の方は退室をお願いします。事務局から留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

事務局よりご説明します。

傍聴人の方と、取材の記者の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に、記者の方は記者席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入ってすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

○籠池部会長

そうしましたら、傍聴人の方と取材の記者の方は、退室をお願いします。
事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○籠池部会長

それでは再開いたします。

ここから先の審議は公開となります。

ただ今、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聞き取らせていただきました。最終の提示額を確認いたします。労側からはプラス73円、使側からはプラス45円のご提示をいただきましたが、それぞれのご主張が異なり全会一致には至らないという判断をしました。

審議も尽くしてまいりましたので、これ以上審議を重ねましても譲歩はいただけない、妥結する金額は見出せないと判断しました。

については、公益委員としての案を提示させていただき、この案について採決の方法をもって決したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池部会長

そうしましたら、公益案をお配りしたいと思います。事務局から公益案を各委員に配付してください。

(各委員に公益案を配付)

○籠池部会長

令和7年度香川県最低賃金の改正決定に係る公益案といたしましては、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえまして、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料、さらには地域間格差の是正などを総合的に勘案し現行最低賃金時間額970円を66円引き上げて、1,036円とする。発効日については、法定どおりで令和7年10月18日とする、以上が公益案であります。

この公益案についてこの後採決させていただきたいと思います。採決いただけ
るかどうかを確認したいと思います。

立石委員どうぞ。

○立石委員

労側ですけども、この 66 円に対し、不満の意を表明させていただくと共に退席をさせていただきます。

○籠池部会長

はい、了解しました。そうしましたらご退席を。

(労側委員 3 名が退席)

○籠池部会長

事務局から採決の手続の説明をお願いします。

○賃金室長

事務局から採決手続きの説明をします。最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 3 項に基づき、会議に出席した委員のうち、部会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、部会長の決するところによると規定されています。

なお、現在、部会長を除いた出席委員は 5 名ですので、過半数は 3 名となります。

○籠池部会長

それでは採決いたします。採決の方法は挙手でお願いいたします。

まず、公益案に反対の方、挙手をお願いします。

(挙手 0 名)

○籠池部会長

いらっしゃらないですね。

それでは公益案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手 5 名)

○籠池部会長

部会長はいれないんですよね。そうしますと、公益案に反対の方は 0 名で、賛

成の方は5名、退席者が3名ということになります。

先ほど、事務局より説明のありました採決手順によりますと、出席委員の過半数の5名の委員の賛成が得られましたので、公益案の内容で直ちに専門部会から香川地方最低賃金審議会会长への報告手続を行うことといたします。併せて、報告書に条件等を加える必要性についてであります、公益委員としては以下の条件を付記してはどうかと考えております。

当専門部会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、こうした事業者に対する強力なサポートを求める付記してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

(意見なし)

○籠池部会長

よろしいですかね。そうしましたら報告書に付記したいと思います。報告書の内容について、その他ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

○籠池部会長

そうしましたら、事務局から報告書（案）を配付してください。

○賃金室長

5分ほどお時間をいただけますか。

○籠池部会長

それでは5分後に再開します。

(労側委員3名が着席、報告書（案）を各委員に配付)

○籠池部会長

そうしましたら、採決は終わりましたので、報告書の確認をさせていただきます。事務局で読み上げをお願いします。

○賃金室長

それでは読み上げます。

案

令和7年8月20日、この部分についてちょっと誤植があります。

香川地方最低賃金審議会会長 篠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会部会長 篠池信宏

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額918円)は、令和5年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、こうした事業者に対する強力なサポートを求めることを付記する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略します。

別紙1

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,036円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 918円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,691円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$918\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 128,756\text{円}$$

以上です。

○籠池部会長

はい、ありがとうございました。報告書の内容について、最低賃金額について労側に不服があるということは承知しておりますが、それ以外の部分、付記条件について、特に異議等がなければこのとおり取りまとめしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

○籠池部会長

それでは、この内容で本審に報告したいと思います。

この後、本審は何時から。

○賃金室長

45分からでいかがでしょうか。

○籠池部会長

そうしましたら、ただ今ご確認いただいた部会報告書（案）を、この後15時45分から開催されます本審におきまして、（案）を取ってお諮りすることといたします。

それでは、以上をもちまして、香川県最低賃金専門部会を閉会いたします。

暑い中、熱心に誠意あるご審議をいただき、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。また、お疲れ様でございました。

——了——